

「いいたて　までいな復興計画」
に基づく帰村のための取り組み
への支援に関する協定書

平成24年11月
福島市・飯舘村

「いいたて までいな復興計画」に基づく帰村のための 取り組みへの支援に関する協定書

福島市と飯舘村は、飯舘村が福島市内で行う「いいたて までいな復興計画」に基づく帰村のための取り組み（以下「帰村取り組み」という。）への福島市の支援（以下「支援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帰村取り組みへの支援について、福島市及び飯舘村住民の相互理解のもと円滑に事業が実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援対象事業の決定、支援内容等）

第2条 支援対象事業は、下表に掲げる帰村取り組みのなかから、両自治体が協議し決定する。ただし、両自治体が合意した場合には、下表以外の事業を追加することができるものとする。

村外子育て拠点（仮称）の整備	
	復興公営住宅整備
	コミュニティ拠点整備
	屋内キッズガーデン整備
	学校給食センター整備
避難中の村民の就業支援	
	村外営農支援
	就労支援

2 支援内容は、市有財産の貸与、市施設の村民への貸し出し、法的手続きの迅速化など帰村取り組みを推進するものとし、その内容については、あらかじめ両自治体で協議を行い、双方合意のうえ決定する。

3 両自治体は、前2項の決定にあたって、あらかじめ事業実施区域の住民自治組織及び福島市民との連携を図るとともに、説明会の開催などにより十分な説明を行い、理解と安心を確保する。

（経費の負担）

第3条 帰村取り組み及び支援に係る費用は、原則として飯舘村の負担とする。

2 支援に関する経費のうち災害救助法、原発避難者特例法及びその他の法令に定めのあるものは、福島市が負担し国に請求する。

（帰村取り組み終了後の財産の取り扱い）

第4条 飯舘村は、帰村取り組み終了により、飯舘村が福島市内で取得した土地、建物などの財産を処分する場合には、その処分の1年以上前までに、当該財産の処分方法、活用等について、福島市と協議し定めるものとする。

（「いいたて までいな復興計画」の変更）

第5条 飯舘村は、「いいたて までいな復興計画」について、福島市内で実施する内容を変更する場合は、事前に福島市と協議するものとする。

（相互心づかい事業）

第6条 両自治体は、住民相互の心をつなぎながら、飯舘村の帰村に向けての取り組みのため、教育、文化、スポーツ、健康づくりなどを通して思いやりの関係をつくっていくものとする。なお、経費が発生した場合、その負担は別に両自治体で協議する。

（協議組織）

第7条 両自治体は、本協定に定める事項の協議を行うため連絡協議会を設置する。連絡協議会の設置については別に定める。

（その他）

第8条 この協定に定めのあるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、両自治体が協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が各1通を保有する。

平成24年11月6日

福島市五老内町3番1号

福島市長 瀧 予 寿 則

相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地の1

飯舘村長 菅 野 典 雄